

スポーツフェスティバルこうのす 2026 出店要項

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 出店日時 | 令和8年10月3日(土) 9時～14時30分 |
| 2 | 出店場所 | ラクロフィールド鴻巣(鴻巣市立陸上競技場)第1駐車場 |
| 3 | 出店資格 | 以下(1)～(5)を全て満たす者又は(6)を満たしている者。
(1) 鴻巣市商工会に登録のある者
(2) 営業経験及び実績が豊富で、1年以上の営業を継続している者。
(3) 食品衛生関係法令等により、許可又は登録を必要とする営業にあつては、当該許可を受けているか登録をしている者。なお、清掃、洗浄、消毒等によって常に衛生上支障がないように保つこと。(食品を扱う店舗のみ該当する)
(4) 過去1年間、関係法令等による行政処分を受けていない者。
(5) 10 その他の「暴力団等」に記述された内容に該当していない者。
(6) 市が認める者。 |
| 4 | 出店数 | 15店舗程度(露店及び物販等)
※応募多数の場合は、厳正な審査の上、出店者を決定 |
| 5 | 出店内容 | ・出店の区画は概ね1店舗あたり2間×3間以内
・テントや備品は出店者が用意
・区画を超えた出店は禁止
・スポーツ体験における事故防止のため、アルコール飲料の販売は禁止 |
| 6 | 出店料 | 無料 |
| 7 | 駐車場 | 出店業者1台分を競技場駐車場に確保予定(キッチンカーを除く) |
| 8 | 提出書類 | ①出店申込書(運転免許証等写真付き本人確認書類(写)添付)
②使用人報告書
※使用人(複数人いる場合)がいる場合は本人確認書類を添付
③出店に関する誓約書(署名のみ)
※警察への照会に使用します
④臨時出店の概要
⑤検便実施記録の写し(全員分)
(1年以内に検査した検便検査の写し)
⑥営業許可証(キッチンカーのみ)
⑦賠償責任保険証の写し |
| 9 | 提出期限 | 令和8年8月28日(金)までにスポーツ課へ提出 |

10 その他

「注意事項」

①食中毒や衛生面には十分に留意し、食材や容器の使いまわし等は絶対に行わないこと。

②搬入は 7 時 00 分から 8 時 30 分まで、搬出は 14 時 30 分以降に行うこと。

※搬入時間前に駐車場に入ることはできません。

③設営等全ての準備を 8 時 30 分までに完了すること。

④火器を取り扱う店舗は、消防署による火器点検後に営業を開始すること。

(8 時 45 分以降、火器点検を順次実施予定)

⑤ゴミは、販売出店者が回収すること。

⑥出店者はイベント会場内のゴミ拾い等環境美化に努めること。

⑦イベント開催時間中の車両の出入りは禁止する。

⑧出店に対する一切の責任は、出店者が責任を負うこととする。

⑨出店の権利を第三者に譲渡及び転貸若しくは売店の管理運営を委任することは禁止。

⑩商品を不当な価格で販売しないこと。

⑪指定した場所以外で、立ち売り及び呼び込み販売をしないこと。

⑫危険物を販売しないこと。

⑬一般市民や他の店舗などとトラブルを起こした場合や、出店状況が相応しくないと鴻巣市が認めた場合は是正指導を行う。それでも従わなかった場合は、出店を取り消すこととし、今後の出店は、許可しないものとする。

「暴力団等」

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）並びに暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員と不適切な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

②暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

③暴力団員等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

④自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

⑤暴力団又は暴力団員等に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力又は関与している個人又は法人等

⑥粗野な言動等により、市民等に不快な思いをさせる行為をするおそれのある者は事業の品位を損なうおそれがあると鴻巣市が認めた者

「出店許可」

審査後、出店許可証及び出店場所資料を郵送（許可証は当日出店場所に掲示すること）